



香南市水防計画修正の概要（案）

1 香南市水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、香南市における水防事務の調整およびその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波または高潮に際し、水災を警戒し、防御し、およびこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的に、香南市内の各河川、海岸および港湾等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送およびダム・水門等の操作、水防のための水防団（消防団）と消防機関の活動、一つの水防管理団体と他の水防管理団体相互間の協力、応援、水防に必要な資材器材施設の整備と運用ならびに避難・立退きに関し実施の大綱を示したものである。

2 水防計画の策定および変更

●計画策定機関

この計画は、水防法第33条第2項および香南市防災会議条例（平成18年3月1日条例第15号）に基づき設置された香南市防災会議において策定する。

●計画の策定および変更

この計画は、高知県水防計画に基づき、香南市防災会議の協議を経て、高知県知事に届け出るものとする。

3 主な修正項目

高知県水防計画等の変更を踏まえた修正

●重要水防箇所の修正

- ・ 国が定める重要水防箇所一覧表の危険箇所名を修正
- ・ 県が定める重要水防箇所一覧表(海岸)の重要水防区域延長及び対象者数を修正

●気象庁が発表する警報・注意報の基準の改定及び津波警報等の連絡系統見直し

- ・ NTT西日本高知支店→NTT西日本又はNTT東日本

●香南市における変更点

- ・ 地元建設業等との協定を最新版に修正